第１問

１　国産ワインの仕入れ・販売業を営む甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社である。甲社においては、Ａが代表取締役を、Ｂ及びＣが取締役を、Ｄが監査役を務めている。

２　甲社は、仕入れた商品を、主に首都圏の百貨店に販売していたところ、新たに関西地方への進出を計画し、令和５年４月頃には、市場調査を終え、具体的な販売経路の獲得に向けて動き出していた。Ｂは、この機に日本酒の仕入れ・販売業にも手を広げ、一気に事業を拡大すべきだと考えていたが、Ｂ以外の取締役はこの考えに対して消極的な意見を示していた。

　そこで、Ｂは、自ら日本酒の仕入れ･販売業を行う乙株式会社（以下「乙社」という。）を設立し、関西地方で日本酒の販売を行って利益を得ようと考えた。同年６月の甲社取締役会において、Ｂは「Ｂが乙社を設立し、乙社の代表取締役に就任して事業を行うこと」について承認を求める旨の議案を提出し、当該議案は承認された。承認を求めるに当たり、Ｂは、「同年８月頃から乙社で業務を開始する予定である」と説明したのみで、乙社の事業内容、規模等については何ら言及しなかったが、他の取締役から質問が出ることもなかった。

３　Ｂは、一人で乙社を設立し、同年８月頃から乙社の代表取締役として業務を開始した。乙社は、甲社の営業・販売ノウハウを活用して関西地方での日本酒の販売経路を獲得し、これによってＢは、同年１１月末日までに１,０００万円の利益を得た。

［設問］

　上記の事実関係の下で、令和５年１２月、甲社はＢに対し、会社法上の損害賠償を請求することができるか、論じなさい。

■ 解説

第１　本問で学ぶ答案の書き方

第１問では、請求の当否型の問題のうち、競業取引に関する事案を用いて、条文の文言への要件あてはめを漏れなく行うことの重要性を学習する。

第２　事例の解説

１　主張（請求）及びその法的根拠（条文・制度）の検討・確定

まず、「その事例で、誰が、誰に、何を主張（請求）したいのか」を検討し、その法的根拠を確定する。

本問では、「甲社」が「Ｂ」（取締役）に対し、「損害賠償請求」を行うことが［設問］で明示されているため、「株式会社が役員に対して損害賠償を請求したい」場面であることはすぐに読み取れるだろう。

そして、会社法上、株式会社が役員に対して損害賠償請求を行う場合の条文は423条１項であるから、同条を根拠に請求することができないかを検討していくこととなる。

２　要件（文言）充足性の検討

⑴　423条１項の要件の指摘

法的根拠を確定した後は、「法的根拠の要件（文言）の充足性を検討」する。

まず、423条１項の条文上の要件は、①「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人」すなわち「役員等」が「任務を怠った」こと（任務懈怠）、②「株式会社」に「損害」が発生していること、③②の損害が、①「によって生じた」こと（相当因果関係）である。また、条文には書かれていないが、過失責任の原則から、④任務懈怠について帰責事由があることも要件である。なお、答案上、④が要件であることの理由説明までは不要であろう。

条文上の要件と解釈による要件をいずれも正確に把握しておくことが必要である。

⑵　任務懈怠の有無

ア　423条１項の要件充足性を検討するに当たり、まず問題となるのが、「何が任務懈怠に当たるか」である。本問では、Ｂが乙社の代表取締役として、日本酒の仕入れ・販売業を行うことが、「取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき」（競業取引）に当たるのであれば、Ｂ（取締役）は、「重要な事実を開示し」た上で、甲社の取締役会の承認を得る必要がある（356Ⅰ柱書、同①、365Ⅰ）。